

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 競争入札に付する事項

（1）委託名

舞鶴市定額減税補足給付金（不足額給付）関連業務委託

（2）委託内容

令和 6 年度に実施した調整給付金において、申告等により税額が変更し支給額に不足額が生じた対象者及び調整給付金では支給対象外であった対象者に対し追加で支給を行う不足額給付（以下「不足額給付事業」という。）について、対象者に対して早期に給付金を給付することを目的とする。

舞鶴市定額減税補足給付金（不足額給付）関連業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（3）委託期間（契約の履行期間）

本契約成立日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

2 契約を担当する部課等の名称

舞鶴市財務部税務課

TEL 0773-66-1026（直通）

3 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ 4 に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること。
- （3）申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置（以下「入札参加等除外措置」という。）を受けていない者であること。
- （4）申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- （5）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (6) 令和 5 年度以降に地方公共団体と給付金に関する業務（申請書類の審査処理、コールセンター業務等）で同規模の委託契約を 5 件以上受託し履行した実績があること。

また、5 件のうち昨年度の案件である調整給付金事業について 3 件以上の受託実績があること。

- (7) 受託事業者が ISMS(JIS Q 27001)認証及びプライバシーマーク認証を取得していること。

4 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式 2）（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて提出し、市長の競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 仕様書及び申請書等の入手方法

申請書、仕様書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 申請書及び資料の受付

ア 受付期間 **令和 7 年 6 月 16 日（月）及び令和 7 年 6 月 17 日（火）**

イ 受付場所 舞鶴市字北吸 1044 番地 舞鶴市役所
舞鶴市財務部税務課市民税係

ウ 提出方法 **郵送による**

受付場所に、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

封筒表には、「**定額減税補足給付金（不足額給付）関連業務委託申請書在中**」と記載すること。

エ 提出書類

① 競争入札参加資格確認申請書（様式 2）

② 実績調書（様式 3）

※ 令和 5 年度以降に地方公共団体と給付金に関する業務（申請書類の審査処理、コールセンター業務等）で**本市と同規模の委託契約を 5 件以上、うち昨年度の案件である調整給付金事業について 3 件以上の受託実績**について記入すること。

※ 受託業務の契約書の写しを添付すること。

（自治体名が非公表の場合は、相手方の情報をマスクし提出すること。）

③ 返信用封筒（第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110 円切手を貼ったもの）

④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 発行後 3 ヶ月以内のもの（写し可）

⑤ 委任状（様式 5） ※本社から受任する場合

⑥ 市区町村税証明書（滞納のないことの証明書）、発行後 3 ヶ月以内のもの（写し可）

※本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村の窓口で発行されたもの

⑦ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書（納税証明書「その 3」、「その 3 の 2」、「その 3 の 3」のいずれでも可） 発行後 3 ヶ月以内のもの（写し可）

ただし、④～⑦については舞鶴市の競争入札参加資格登録済みの業者は提出不要です。

オ 提出部数は、各 1 部とする。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和 7 年 6 月 18 日（水）にファクシミリ及び郵送にて通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出(持参)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

(5) 質問の受付

仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の様式（様式 1）により提出することとし、書面は下記へメールにより提出すること。

ア 受付期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）から令和 7 年 6 月 17 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。ただし、最終日は正午まで

イ 質問宛先 舞鶴市財務部税務課

ウ メールアドレス zeimu@city.maizuru.lg.jp

(6) (5) の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた者にメールにより送付する。

回答日 令和 7 年 6 月 18 日（水）

(7) その他

ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料等は、返却しない。

5 入札（開札）執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 令和 7 年 6 月 30 日（月）午前 9 時 30 分

(2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市役所別館 4 階 411 会議室

(3) 入札書の提出方法

郵便又は持参

（持参により提出する場合も下記 6 (7) の提出日は同じ）

(4) 入札書類

次の書類を提出すること。

- ・ 入札書（様式 4）
- ・ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

6 郵便による入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は5(4)の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定として郵送すること。(配達日指定郵便は最寄りの郵便局窓口で3日前までに手続きが必要です(ポストからの投函はできません)ので余裕を持って手続きしてください。)
- (2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「**舞鶴市定額減税補足給付金(不足額給付)関連業務委託入札書在中**」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること
- (3) 入札書は、配達指定日必着。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送(この場合方法は問いません。)又は持参により提出すること
- (6) 入札書の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- (7) 提出日(配達指定日)
令和7年6月27日(金)

7 入札金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

8 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

9 再度入札

入札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行う。
この場合、再度入札は1回までとし、開札日等はあらためて指定する。

10 落札者の決定

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格(非公表)の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

11 立会人

開札には、入札参加者1者につき1名立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状(任意様式)を持参すること。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行う。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手続等を行う。

1 2 くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示(○印)をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。)
- ③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。)
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

1 3 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、ホームページで公表する。

1 4 入札保証金

免除する。

1 5 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除する。

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

17 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは3(5)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

18 契約について

契約締結予定日 令和7年7月7日（月）

19 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
17(2)の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

20 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市財務部税務課（電話 0773-66-1026）、入札に関する
ことについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）に照会のこと。